

監察官	令和5年度業務監査実施計画（案）について	令和5年5月26日
<p><b>1. 趣旨</b></p> <p>「カジノ管理委員会監察業務規程」（令和2年1月23日カジノ管理委員会訓令第20号）第5条第2項及び第6条の規定に基づき、カジノ管理委員会の承認を得て、「令和5年度業務監査実施計画」（別添）を作成するもの。</p> <p><b>2. 主な内容</b></p> <p><b>(1) 監査項目</b></p> <p>ア カジノ管理委員会事務局職員の I R 事業者等への対応方針（いわゆる「接触ルール」）に則った I R 事業者等との面談等の実施状況</p> <p>イ カジノ管理委員会事務局の職場環境の向上のための取組状況</p> <p><b>(2) 監査対象部課等及び実施方法</b></p> <p>ア 対象部課等: カジノ管理委員会事務局総務企画部及び監督調査部の全課室</p> <p>イ 実施方法: 職員へのアンケート調査、各課室におけるヒアリング、関係資料等の確認等</p> <p><b>(3) 監査実施時期</b></p> <p>令和5年7月～令和6年2月</p> <p><b>3. 今後の予定等</b></p> <p>今後、具体的な手順、監査日程等について調整等の上、順次監査を実施。監査結果について、本年度中に取りまとめ及びカジノ管理委員会への報告を予定。</p>		

## 令和5年度 業務監査実施計画（案）

令和5年〇月〇日  
カジノ管理委員会事務局監察官

「カジノ管理委員会監察業務規程」（令和2年1月23日カジノ管理委員会訓令第20号）第5条第2項及び第6条の規定に基づき、令和5年度業務監査実施計画を以下のとおり定める。

### 1 監査項目

- (1) カジノ管理委員会事務局職員のI R事業者等への対応方針（いわゆる「接触ルール」）に則ったI R事業者等との面談等の実施状況
- (2) カジノ管理委員会事務局の職場環境の向上のための取組状況

### 2 監査対象部課等及び実施方法

- (1) 監査対象部課等  
カジノ管理委員会事務局総務企画部及び監督調査部の全課室
- (2) 実施方法  
上記監査項目に関して職員へのアンケート調査を実施するとともに、監査対象各課室において、ヒアリング、関係資料の確認等を行う。

### 3 監査実施時期

令和5年7月～令和6年2月